

○総務省告示第百八十八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第九条第一号の規定に基づき、一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額を算定するための基準を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

総務大臣 増田 寛也

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第九条第一号の総務大臣が定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の地方財政計画（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。）における公営企業繰出金のうち企業債の元利償還金に係るものの算定方法の例により算定した場合における当該年度以降の各年度の一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額のうち元金償還金に係るものの合計額とする。